

利用料金表（介護給付）

令和6年6月1日 改定

1. 単独型短期入所生活介護費 （1日につき）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	645 <small>単位</small>	715 <small>単位</small>	787 <small>単位</small>	856 <small>単位</small>	926 <small>単位</small>
多床室	645 <small>単位</small>	715 <small>単位</small>	787 <small>単位</small>	856 <small>単位</small>	926 <small>単位</small>

2. 加算(該当する利用者様のみ対象) （1回につき）

送迎加算	送迎を行う場合、片道につき加算。	184 <small>単位</small>
------	------------------	-----------------------

3. 加算(全ての利用者様が対象) （1月につき）

介護職員等 処遇改善加算Ⅳ	ひと月の所定単位数にサービス別加算率（90/1000）を乗じて算出した単位数を加算。	<small>単位</small>
------------------	--	-------------------

4. 地域区分・地区別単価

地域区分	「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に規定されている区分。事業所の所在する地域（下野市）は7級地に該当します。	7 <small>級地</small>
地区別単価	「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に規定されている単価。7級地での短期入所生活介護の単価は1単位あたり10.17円となります。	10.17 <small>円</small>

5. 食費と滞在費 （1日につき）

	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
食費	300 <small>円</small>	600 <small>円</small>	1,000 <small>円</small>	1,300 <small>円</small>	1,700 <small>円</small>
滞在費 (従来型個室)	320 <small>円</small>	420 <small>円</small>	820 <small>円</small>	820 <small>円</small>	1,500 <small>円</small>
滞在費 (多床室)	0 <small>円</small>	370 <small>円</small>	370 <small>円</small>	370 <small>円</small>	840 <small>円</small>

※ 食費は一食ごとに計算します(内訳：朝400円/昼700円/夕600円)。昼食費には、おやつ代を含みます。
 ※ 食費や滞在費は自己負担となりますが、一定の要件を満たす場合、その所得に応じて負担の限度額が設定され、自己負担を軽減することができます。市区町村に申請をし、負担限度額認定を受ける必要がありますので、認定証が交付されたら、コピーを必ず提出してください。

6. その他、自己負担となる費用

おやつ代	昼食を召し上げらず、おやつを召し上がった場合。	100 <small>円/食</small>
理髪代 (髭剃り無し)	ご本人またはご家族より希望があった場合、事業所から訪問理容店に依頼します。	2,000 <small>円/回</small>
理髪代 (髭剃り有り)	ご本人またはご家族より希望があった場合、事業所から訪問理容店に依頼します。	2,500 <small>円/回</small>
電気代	持ち込みの医療機器等を使用された場合。	50 <small>円/日</small>
実施地域外 送迎時交通費	実施地域外の方で、事業所が送迎を行う場合。	10 <small>円/km</small>

利用料金表（予防給付）

令和6年6月1日 改定

1. 単独型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)

	要支援1	要支援2
従来型個室	479 単位	596 単位
多床室	479 単位	596 単位

2. 加算(該当する利用者様のみ対象) (1回につき)

送迎加算	送迎を行う場合、片道につき加算。	184 単位
------	------------------	--------

3. 加算(全ての利用者様が対象) (1月につき)

介護職員等処遇改善加算Ⅳ	ひと月の所定単位数にサービス別加算率(90/1000)を乗じて算出した単位数を加算。	単位
--------------	--	----

4. 地域区分・地区別単価

地域区分	「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に規定されている区分。事業所の所在する地域(下野市)は7級地に該当します。	7 級地
地区別単価	「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に規定されている単価。7級地での介護予防短期入所生活介護の単価は1単位あたり10,17円となります。	10.17 円

5. 食費と滞在費 (1日につき)

	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
食費	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,700 円
滞在費 (従来型個室)	320 円	420 円	820 円	820 円	1,500 円
滞在費 (多床室)	0 円	370 円	370 円	370 円	840 円

※ 食費は一食ごとに計算します(内訳:朝400円/昼700円/夕600円)。昼食費には、おやつ代を含みます。
※ 食費や滞在費は自己負担となりますが、一定の要件を満たす場合、その所得に応じて負担の限度額が設定され、自己負担を軽減することができます。市区町村に申請をし、負担限度額認定を受ける必要がありますので、認定証が交付されたら、コピーを必ず提出してください。

6. その他、自己負担となる費用

おやつ代	昼食を召し上げらず、おやつを召し上がった場合。	100 円/食
理髪代 (髭剃り無し)	ご本人またはご家族より希望があった場合、事業所から訪問理容店に依頼します。	2,000 円/回
理髪代 (髭剃り有り)	ご本人またはご家族より希望があった場合、事業所から訪問理容店に依頼します。	2,500 円/回
電気代	持ち込みの医療機器等を使用された場合。	50 円/日
実施地域外送迎時交通費	実施地域外の方で、事業所が送迎を行う場合。	10 円/km